

2021年(令和3年)3月26日

介護保険サービス事業所 各位

複数の要介護者(要支援者)がいる世帯において同一時間帯に
訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

日頃から、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成12年老企36号第二1(5)「複数の要介護者(要支援者)がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱い」につきまして、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとされておりますが、振り分ける際の考え方について、本市での取扱いを整理しましたのでお知らせいたします。

なお、当該取扱いにつきましては、保険者に対してプランの事前審査やその承認を義務付けるものではないことを申し添えます。

【基準(老企36号第二1(5))】

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付ける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に50分の訪問介護(身体介護中心の場合)を提供した場合、夫、妻それぞれ395単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。

【本市の取り扱いについて】

- 同一世帯で複数の利用者が、同一時間帯に訪問介護を利用する場合、それぞれ標準的な所要時間を見込んで世帯全員のケアプランに位置づけます。
- 生活援助については、要介護者(要支援者)間で適宜所要時間を割り振ります。(たとえば、要介護者と要支援者の世帯において、生活援助を位置づける場合、要介護者のケアプランにのみ位置づけて、要支援者のケアプランに位置づけずに算定することは原則できません。逆の場合も同様です。)
- 生活援助の所要時間の割り振りについては、利用者費用負担を考慮したうえで、機械的に所要時間の振り分けを行うのではなく、利用者の状態像、実際の介護量及び所要時間に応じて按分します。(検討の結果、1日単位で所要時間の按分を行うことが妥当と判断した場合、そのプランの判断を妨げるものではありません。)

以 上

(事務担当)

藤沢市介護保険課 総務・給付担当

TEL : 0466-25-1111 (内線3141)

FAX : 0466-50-8443